

虚偽表示 管業 H26-01-2 <<#433>>**【問】 正誤をつけよ。**

甲建物を所有するAが、同建物をBに売却する旨のAB間の契約(以下、本間において「本件契約」という。)を締結した。本件契約がAB間の通謀虚偽表示により締結され、移転登記がされた後に、Bが、Cに甲建物を売却する旨の契約をCとの間で締結し、移転登記がされた場合に、Cが、Bとの契約の締結時に、本件契約が通謀虚偽表示によることを知っていたときでも、Aは、本件契約の無効をCに主張することはできない。

【答え】 誤り**<<ポイント>> 虚偽表示**

- 1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
 - 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。(民法94条)
- ⇒ 登記の有無、過失の有無は、影響しない